

緊急的に取り組む施策(各分野)

緊急的に取り組む施策(道路)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 橋梁、トンネル等は初回点検は実施中(～H30)
- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安

- 点検の着実な実施
- 点検の重点化・効率化
- 技術者の活用促進

- 道路メンテナンス会議による技術的支援等の実施
- 一巡目の点検実施状況を踏まえ、地方公共団体が持続可能で実効性のある点検を実施することが出来るよう点検要領の見直し【次順点検まで】
- 登録資格制度の周知

補修

補修・修繕の実施

- 予算面の不安等により今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 体制面、技術的支援の充実
- 財政面での支援の充実

- 道路メンテナンス会議等を活用し、戦略的・効率的な修繕実施に向けた情報共有・支援を実施
- 地方公共団体職員向け研修等を開催
- 防災・安全交付金による重点的支援や大規模修繕・更新補助の対象要件を緩和(H30)

メンテナンス

個別施設計画の策定

- 個別施設計画の策定が途上
- 個別施設計画策定・LCC算定のためのマニュアルは未策定

- 計画内容の標準化・充実

- 道路メンテナンス会議による技術的支援の実施
- 道路の適切な修繕方法、対策費用、予防保全によるコスト削減効果の分析等の策定支援策を検討

個別施設計画策定支援

緊急的に取り組む施策(河川・ダム)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断基準

点検・診断の実施

- 点検・診断方法が未確立(陸閘、河道)
- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安

- 点検の重点化・効率化
- 技術者の活用促進

- 陸閘、河道の評価基準検討(H30)
- 河川維持管理会議を新設(H30.3済み)
- 省力化、円滑化に資する事例集、点検要領の解説版(H30.3策定)について、上記会議を通じた自治体への周知
- ダムの水中心点検に水中ロボットを活用(H30~31)
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

補修・修繕の実施

- 堤防・ダム以外の大規模構造物等の診断結果が未集約、未公表
- 今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 要措置施設への対応
- 体制面、技術的支援の充実

- 水門等堤防以外の診断結果のとりまとめと公表(H30)
- 診断結果による補修・修繕費用のとりまとめと国による推計への反映(H30)
- 省力化、円滑化に資する事例集、点検要領の解説版(H30.3策定)について、河川維持管理会議を通じた自治体への周知
- 河川管理施設(堤防、護岸等)の変状等を再現した施設を活用する研修の実施と都道府県職員の参加を順次拡大(H30~)

メンテナンス

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

- 個別施設計画策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 「河川維持管理会議(ブロック会議)」(H30.6頃)及び「河川維持管理会議(全国会議)」(H31.3頃)において情報共有

緊急的に取り組む施策(砂防)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安

- 点検基準の重点化・効率化
- 技術者の活用促進

- 新技術(ドローン点検等)の試行導入(H30内)と今後の導入方策の検討
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

- 砂防施設等の診断結果が未集約、未公表

- 要措置施設への対応

- 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地保全施設の診断結果のとりまとめと公表(H31～)

補修・修繕の実施

- 今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 体制面、技術的支援の充実

- 同施設の点検実施結果の社会資本PFへの登録
- 登録資格制度の周知や維持管理に関する研修の実施

メニュー・サイナ

個別施設計画の策定

- 個別施設計画策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 会議・ヒアリングにおいて個別施設計画策定状況を新たに議題とする進捗確認(H30～)

個別施設計画策定支援

- LCC算定のためのマニュアルは未策定

- 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地保全施設のLCC算定マニュアルを策定(H30)

LCC算定の支援

緊急的に取り組む施策(海岸)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安がある

- 点検の着実な実施
- 技術者の活用促進

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」をH30.5に更新
- 海岸管理者にマニュアルを周知するための説明会の開催(H30)
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

- 海岸施設の診断結果が未集約、未公表

- 要措置施設への対応

- 海岸保全施設の点検実施結果の社会資本PFへの登録、公表(H30)

補修・修繕の実施

- 今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 体制面、技術的支援の充実

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」をH30.5に更新
- 海岸管理者にマニュアルを周知するための説明会の開催(H30)

メンテナンス

個別施設計画の策定

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」をH30.5に更新
- 海岸管理者にマニュアルを周知するための説明会の開催(H30)

個別施設計画策定支援

LCC算定の支援

- LCCの把握とその精緻化が必要

- LCC算定の支援

- 上記説明会等において「ライフサイクルコスト算定ツール(H30作成済み)」の活用について周知

緊急的に取り組む施策(下水道)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 点検を実施中
- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安がある

- 点検の着実な実施
- 点検基準の重点化・効率化
- 技術者の活用促進

- ストックマネジメント勉強会(H28～)、ストックマネジメント同好会(H29～)の開催
- ICT活用型管路マネジメント技術の導入に向け下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において実証(H30～)
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

補修・修繕の実施

- 管路施設について、診断結果を公表
- 一部の自治体において、今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 要措置施設への対応
- 財政面での支援の充実
- 体制面、技術的支援の充実

- 下水道メンテナンス年報にて公表

スマートテクノロジー

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- ストックマネジメント勉強会(H28～)、ストックマネジメント同好会(H29～)の開催
- 下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン及びQ&Aを策定・公表済み

緊急的に取り組む施策(港湾)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 初回点検実施中(～H30)
- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安がある

- 初回点検の着実な実施
- 技術者の活用促進
- 技術者の活用促進

- メンテナンス会議におけるフォローアップ
- 技術講習会において、維持管理士による実技や現場実習
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

- 重要港湾かつ-7.5m以深の係留施設などの一部を除き、施設情報は未公表

- 要措置施設への対応

- 公表範囲を検討の上、社会資本データプラットフォームへのデータ登録・公表(H31)

メンテナンス

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

LCC算定の支援

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 個別施設計画の策定(H32)
- メンテナンス会議を通じた個別課題のフォローアップ
- LCC計算プログラムの利用方法について継続的な研修を開催

緊急的に取り組む施策(空港)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断基準

点検・診断の実施

- 今後計画通りに点検・診断を続けることへの懸念

- 点検の着実な実施

- H27創設の空港施設等メンテナンスブロック会議による支援の充実
- 滑走路管理におけるMMSの活用(H30)
- 舗装面の3Dデータ活用(H34)

補修

診断結果の公表

補修・修繕の実施

- 診断結果は未公表
- 補修・修繕はこれまでも予防保全により着実に実施

- 要措置施設への対応

- 診断方法を整理し、公表(H30)

メンテナンス

個別施設計画の策定

LCC算定の支援

- 個別施設計画の策定対象となっていない施設の扱い
- 個別施設計画の策定が途上
(空港機能施設)

- 計画の標準化・充実

- H27創設の空港施設等メンテナンスブロック会議による支援の充実
- 劣化予測・健全度評価システムの整備(H31)

緊急的に取り組む施策(鉄道)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき鉄道事業者によって施設の定期検査を着実に実施
- メンテナンス技術者の減少や老朽インフラの増大

- 次世代技術を活用したメンテナンスの効率化・省力化

- 鉄道事業者や研究機関等の取り組みによる優れた技術情報を横展開するため「鉄道分野における新技術の活用に関する懇談会」を開催し、次世代技術の活用を促進

補修・修繕

補修・修繕の実施

- 定期検査を踏まえた施設の補修・修繕を含む管理・保守を実施
- メンテナンス技術者の減少や老朽インフラの増大

- 次世代技術を活用したメンテナンスの効率化・省力化

- 鉄道事業者や研究機関等の取り組みによる優れた技術情報を横展開するため「鉄道分野における新技術の活用に関する懇談会」を開催し、次世代技術の活用を促進

メンテナンス

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

LCC算定の支援

- 個別施設計画の策定は完了
- これまでも鉄道事業者によって適切に策定

-

-

緊急的に取り組む施策(自動車道)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 道路運送法に基づき、昭和52年より定期的に必要な監視・対応を実施
- 平成28年度に定期点検要領を定め、5年に1度の定期点検実施、H30年度末までの初回点検実施を指示
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安がある

- 点検の着実な実施

- 事業者向け勉強会の開催
- 「日本有料道路協会」の支援の充実化

補修・修繕

補修・修繕の実施

- 補修・修繕は着実に実施

メクス ンル サテ イナ

個別施設計画の策定

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 「日本有料道路協会」による個別課題のフォローアップ

緊急的に取り組む施策(航路標識)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 初回点検
- 詳細点検を実施する人材の不足

- 技術者の活用促進

- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

- 診断結果は施設ごとに整理公表

- 要措置施設への対応

-

補修・修繕の実施

メンテナンス

個別施設計画の策定

- 個別施設計画の策定は完了
- 海保本庁にて適切にLCCを算定

-

-

個別施設計画策定支援
LCC算定の支援

緊急的に取り組む施策(公園)

課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 一部の自治体において、今後計画通りに点検・診断を続けることができるか、予算・体制の面で不安
- 一部の自治体において、点検・診断が十分にできているか質の面で不安

- 点検の重点化・効率化
- 技術者の活用促進

- 点検の効率化のため指針を改正、点検様式の見直し(H30)
- 登録資格制度の周知

補修・修繕

診断結果の公表

- 診断結果の公表が途上
- 一部の自治体において、今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことができるか、予算・体制の面で不安

- 公表手法・公表範囲の検討
- 技術的支援の実施

- 効果的な公表手法・公表範囲を検討の上、可能なものからデータを公表(H31)
- 補修・修繕に係る参考事例の収集・整理と横展開(H31)

補修・修繕の実施

メンテナンス

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

- 個別施設計画の策定が途上
- 使用見込み期間の算定において、既存指針では、各公園施設による差を充分反映できていない。

- 未策定団体に対する支援
- LCC算定の精度向上

- 既存指針の内容周知等による未策定団体への働きかけ
- 使用見込み期間をより実態に即した形で算定できるよう、指針を改正(H30)

LCC算定の支援

緊急的に取り組む施策(住宅)

課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 一部の自治体において、今後計画通りに点検・診断を続けるのが困難
- 点検・診断が十分にできているか質の面で不安

- 点検の着実な実施
- 技術者の活用促進

- [公営住宅]改善事業等に対する財政的支援の継続実施
- 有資格者(建築士等)の活用

補修・修繕

補修・修繕の実施

- 公的賃貸住宅は地方公共団体等の事業であるため公表判断は各団体の意向に依存
- 一部の自治体において、今後計画通りに補修・修繕等の措置を行うことに不安

- 補修・修繕の着実な実施

- [公営住宅]改善事業等に対する財政的支援の継続実施

メンテナンス

個別施設計画の策定

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の標準化・充実

- 個別施設計画の策定(H32)

LCC算定の支援

- LCCの把握とその精緻化が必要

- LCC算定ツールの活用について担当者会議等による周知済

緊急的に取り組む施策(官庁施設)

現状と課題

取組の方向性

施策

点検・診断

点検・診断の実施

- 建築基準法・官公法に基づき、平成20年度以降、各省各庁の施設管理者が定期的に点検を実施。
※定期(建築は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと)

- 法定点検の確実な実施。

- 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)において、点検時期に施設管理者に通知する機能の活用(H29)
- 各省各庁を対象とした連絡会議等により、点検未実施の施設に対する指導・支援の実施(毎年度)

補修・修繕

診断結果の公表

- 診断結果は未公表

- 要措置施設への対応

- 補修・修繕等を含む保全の記録方法に関してマニュアルを作成

メンテナンス

個別施設計画の策定

個別施設計画策定支援

LCC算定の支援

- 個別施設計画の策定が途上

- 計画内容の充実

- LCC算定システム構築済み

- 各省各庁を対象とした連絡会議等により、個別フォローアップの実施(毎年度)
- 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)によるLCC算定を推進